

平成19年度
予算ならびに施策に関する要望書

民主党埼玉県総支部連合会
埼玉県議会 地方主権の会
埼玉県議会 民主党議員団

1 地方分権・財政改革関係

(分権)

- 1 . 地方六団体と共に、権限、財源の分権化を促進し集権官治から分権自治の実現に努めること。
- 2 . 国から地方への補助金を全廃し、地方のことは地方が行う自治体の自立性自主性を確立すること。
- 3 . 自治基本条例の制定をはかり真の地方自治を実現すること。
- 4 . 国、県、市町村の関係、とりわけ道州制を含む地方制度改革の諸問題を明らかにすること。

(財政)

- 1 . プライマリーバランスを重視して、長期債務残高の軽減策を積極的に推進し財政の健全化をはかること。
- 2 . 公金の運用については様々な金融商品を検討し、确实という側面と同時に、より利な商品についても積極的に運用対象とするよう検討すること。

(施策評価・行政改革)

- 1 . 行財政改革の推進については、経営感覚をもって費用対効果の効率的運営をはかるとともに、福祉・医療・教育等の非効率分野については、県民へのサービスが一層向上するように県の責任体制を確立すること。
- 2 . 県の大規模施設については、計画段階における事前評価はもとより、事後評価を徹底的に行い、運営状況を厳しくチェックして効率的・効果的な運営管理に努めること。
- 3 . 民間企業やNPOの県政参加を促進し、柔軟な発想により県民のニーズを尊重した、大胆で、きめ細やかな施策の展開をはかること。
- 4 . 決算を正しく理解するために、可能な限り決算関係資料に合わせて事務事業の評価資料を提出すること。
- 5 . 県職員、特に若い世代の職員が行財政改革を進めるため、海外を含めた先進地域の研修視察等が行えるよう研修費を充実すること。
- 6 . 指定管理者制度が創設された背景に鑑み、幅広い候補者の中から管理受託主体を選定すること。また、指定管理者の選定過程においては透明性、公開制の確保に意をもちいること。

（団体への補助金）

1. 各種団体に対する補助金については、慣行的な補助を見直して、県政推進上の必要の有無を精査し、適正な支給に努めること。

2 福祉・医療関係

（保育）

1. 保育所の待機児童をゼロにするため、各種保育施設の増設や幼保一体化（一元化）の施策を積極的に推進すること。
2. 保育所のニーズをカバーしている家庭保育室については、保育園に比べて人件費補助が極端に少ない現状がある。また保育所の民営化が進められる市が多くあるが、人件費削減による経済効率ばかりが優先されることによる、子どもの発達に与える影響が心配される。親の「仕事と家庭」の両立と同時に、子どもの発達においては保育の質を守ることがきわめて重要であることから、保育所、家庭保育室などに対する適切な支援を行うこと。
3. 放課後児童クラブ（学童保育）の増設や既存の放課後児童クラブにおいて、積極的に空き教室の活用を推進すると共に、運営上のガイドラインの充実をはかり、子どもが安心安全に過ごせる保育環境を整備すること。
4. 放課後児童クラブの充実をはかり、親の就労に関わらず、障害のある児童も入所できるよう、地域の放課後児童クラブの体制を整備すること。
5. 放課後児童クラブを各小学校区ごとに設置し、入所を希望する全ての児童を受け入れる体制を整備すること。また既存・新規施設ともに、設置基準をみたとりくむこと。

（子育て支援）

1. 次世代育成対策支援法の趣旨にのっとり、仕事と子育ての両立支援策を充実させるため、一般事業主だけでなく、300人未満の中小企業主に対しても、法の趣旨に対する理解を求め、仕事と子育ての両立が可能な働き方ができる労働環境の整備をはかること。
2. 親子で参加できる子育てグループを育成するため、市町村と連携して親子で参加できる子育てルームの開設や子育て相談体制の拡充をはかること。
3. 男性の育児参加を促進することが、重要な少子化対策及び子育て支援につながることから、積極的に企業に働きかけること。また、県の公的機関においては、男性の育児休暇を義務付けるクォータ制の導入を前向きに検討すること。

- 4 . 子育て中の親を孤立させず地域全体で子育てをサポートすることが、子育ての不安、虐待につながる要因を軽減し、子育ての負担を軽くすることから、気軽に相談・交流のできる場として、「つどいのひろば」「地域子育て支援センター」「ファミリーサポートセンター」の充実をはかること。また、子育て中の親にとって一時でも育児から離れることが、親自身の心の健康にとって重要であるので、一時保育の充実をはかること。
- 5 . コバトプランの数値目標を確実に達成できるよう適切に予算措置をはかること。
- 6 . 「子育てと仕事の両立」支援施策の充実にあたっては、親の仕事にあわせた保育支援の充実が求められることから、両親が子どもを育てる時間を確保できるよう、フレックスタイム制の普及を企業に働きかけること。また、合計特殊出生率と女性の就業率には一定の相関関係が見られるので、女性が子育てと仕事が両立できる職場環境の整備を積極的にすすめること。
- 7 . 少子化を克服し高い出生率を維持する先進国の取り組みから学び、抜本的対策を早期に打ち出すよう国に強く求めること。
- 8 . 子ども達を虐待から守るために、学校現場においてその兆候を見逃すことがないように適切な対応に努めるとともに、虐待のリスクを抱える家庭については、ファミリーサポートセンターをはじめとする地域の機関と行政が連携して取り組む体制を整備すること。
- 9 . 地域の高齢者や子ども、障害者などが共に集える宅幼老所、デイケア、子どもの居場所など幅広い機能をもつ複合的な施設の設置を促進するために、相談窓口を設けると共に、助成制度を創設すること。
- 10 . 乳幼児医療費の就学前までの通院医療費の無料化に向け、今年度に引き続き取り組み「子育て支援立県・埼玉」を目指すこと。

(障害者)

- 1 . 障害者の小規模作業所については、運営費や家賃の補助額を増額するとともに、仕事確保のため公的機関や民間などに、仕事の斡旋や販路等の確保について協力を要請し、障害者の自立と社会参加を積極的に促進すること。
- 2 . 彩の国障害者プラン 2 1 について、特に計画の進行状況が懸念されるものに対しては、19年度に重点化してとりくむこと。
- 3 . 身体、知的、精神等、障害を持つ人々が、それぞれの能力を発揮し、一緒に働くことのできる「自立支援施設」を整備し、自立と働く場所の確保をはかること。
- 4 . 障害者が、地域社会の中で安心した生活がおくれるように、広範な県民の意見や先進事例等も参考にし、グループホームの整備促進をはかること。

- 5 . バリアフリー住宅の建設を促進するため、新築、増改築等の融資制度の一層の充実をはかること。
- 6 . 障害者の雇用について、56人以上の企業は法定雇用率を達成すること。また、法定雇用率の適用外である56人未満の企業についても雇用率を高めるよう指導を強化すること。また、身近な地域における働き場を広げるための施策に取り組むこと。
- 7 . 県教育機関における障害者の雇用率は0.9%と低い現状であり、この状況を早期に改善するため積極的に推進すること。
- 8 . 障害者の雇用促進を図るにあたっては職場の障害に対する正しい理解が必要であり、実習については、職員が様々な障害に理解を深める機会としてもとらえなおしとりくむこと。また、知的障害者に実習の場の提供にとどまらず、軽度発達障害者をはじめ対象者を拡大すると共に、適切なバックアップ、啓蒙体制の充実とその成果を庁内に伝えていくこと。
- 9 . 軽度発達障害の子どもたちの発達を適切に支援するため、療育及び発達支援を行うセンター及びその機能をもつ施設の充実をはかること。
- 10 . 軽度発達障害時の適切な発達支援のため、早期発見早期対応が求められることから、医師、看護師、保健師等、現場で医療に携わるスタッフが正しい知識をもち適切な対応を行えるよう、関係団体に働きかけていくこと。
- 11 . 障害のある子どもの子育てにあたっては、専門家による適切なサポートと周囲の正しい理解と対応が求められることから、専門機関における相談体制の充実、保育・教育現場に携わる人たちが適切な対応をするための情報の提供や指導のためのサポート体制の充実をはかること。
- 12 . 県有施設におけるバリアフリー化100%にむけて、対策を講じること。
- 13 . 自立支援法の早期見直しを国に求めていくと共に、県の独自支援策を講じること。

(介護保険・高齢者)

- 1 . 要介護者の施設入所待機者解消のため、特別養護老人ホームの増設にあたっては、19年度までに2万床を整備する計画を確実に履行すること。
- 2 . 個室・ユニット型施設を拡充するとともに、介護、訪問看護、相談機能を備えた地域密着型小規模特養施設の建設を積極的に推進すること。
- 3 . ケアマネージャーやホームヘルパー等の処遇の改善について、関係事業者に対し指導すること。特にヘルパーの処遇については改善を急ぐこと。また、ケアマネージャー・ホームヘルパー等、職員の資質の向上をはかる研修制度を充実するよう、関係業者に指導すること。

- 4 . 高齢者の夫婦や一人世帯、昼間のみ一人で過ごす高齢者など、孤独な高齢者のための‘集いの場‘を確保するため、公共施設や商店街の空き店舗の開放などをすすめること。また、会食サービスや移動サービスなど市町村と連携し施策の充実をはかること。
- 5 . 障害者と認知症高齢者の共生型グループホームを設置すること。

(医療・保健)

- 1 . 休日夜間救急医療体制や小児救急医療体制の整備など、救急医療の基盤整備を推進すること。
- 2 . 第二次救急医療体制の見直しを行ない、救急患者等の発生状況に対応した地域中核病院の整備を行なうこと。
- 3 . 医療ミスや医療被害を未然に防止するため、県民参加による機関を設置すること。
- 4 . 不慮の事故から子どもの命を守るため、県立小児医療センターの「小児ICU」の充実をはかること。また、私立病院にも「小児ICU」の設置について協力を要請し、最低でも東・西・南・北の地域に各一箇所整備すること。
- 5 . 小児精神医療の充実のため、県内医療機関のネットワーク化をはかり子どもの心の病に適切に対応できる体制を確立すること。また、学校現場からの相談に対応できる体制についても早期に確立すること。
- 6 . がん患者などが納得のいく医療を受けられるよう、セカンドオピニオン制度の充実をはかるための体制を確立すること。
- 7 . 心神喪失医療観察法に基づく通院治療施設を早急に整備すること。
- 8 . 乳ガン検診を充実させ、乳ガン手術後に着用する人工乳房については、補装具として医療保険の適用が受けられるよう国へ働きかけるとともに、県独自の補助制度についても検討を行うこと。
- 9 . 県民の安心安全の確保をはかるため、小児科医師、産婦人科医師の確保に努めると共に、小児科、産婦人科の診療点数の見直しについて、国に強く働きかけること。
- 10 . 人命救助上、救急患者の「たらいまわし」を早急に解消するため、救急指定病院の体制確立や、総合周産期母子医療センターの整備促進、専門医の充実、病院間の連携を強化するよう、積極的に医師会の協力を要請すること。

3 環境関係

(廃棄物)

1. 廃家電製品、廃自動車の不法投棄を防止するため、リサイクル制度の徹底をはかること。
2. 飲料容器の不法投棄を防止するため、標準化したリターナブル容器の法制化を国に求めるとともに、デポジット制度を導入すること。
3. ダイオキシン規制で焼却を停止し、解体しないまま放置されている焼却施設の早期撤去をはかること。
4. 生活環境を悪化しているごみ山のうち、特に、 $3,000\text{ m}^3$ 以上の産業廃棄物の山については、撤去について、関係業者に強力な行政指導をすると共に、撤去のための客観的な指標をつくり、年度計画を立てて、積極的かつ計画的に撤去対策をすすめること。
5. くぬぎ山自然再生事業地内のダイオキシン類の土壌調査を定期的を実施し、県民が安心して親しめる里山構想の実現をはかること。
6. 埼玉県独自の「産業廃棄物規制条例」を制定すること。なお、条例の制定にあたっては、県民の意見の反映に積極的に努めること。
7. 産廃処理業者が廃棄物処理法に基づいて、適正に処理するように、厳正なチェック体制を確立し、違反者については厳重に処置すること。
8. 産業廃棄物施設において、届け出されている許可量の客観性を担保するため、一定規模以上の施設については、搬入・排出量を量れる計器の設置を強く働きかけること。

(環境全般)

1. 京都議定書の実効性を高めるため、埼玉県のCO₂削減について、平成22年度までに数値目標を達成するため、年次計画を立て着実な推進をはかること。また、企業の先進的なとりくみや県民の啓蒙啓発をさらに強化するとともに、一般家庭向けの環境家計簿の普及啓発、教育局と連携し環境教育の充実をはかること。
2. CO₂削減計画の具体化を図るため、彩の国環境創造資金の拡充と同貸付金、同助成金について、対象範囲の拡大と弾力化に努めること。
3. 環境税検討にあたっては、目的税としての性格や、県民参加等のシステムの検討を行うこと。
4. 環境税導入後の税の活用にあたっては、納税者の多い都市部における緑地保全に活用すること。また、相続発生時の緑地保全に役立てるよう具体策を検討すること。

5. 環境の経済化、経済の環境化をめざし、環境保全と雇用、地域経済活性化など、環境保全の関係についてのシステムの構築に向け、検討を行うこと。
6. 粒子状物質対策については、条例の実効性を高めるため、東京都、神奈川県、千葉県との連携を一層強化するとともに、国や自動車業界へ技術開発の推進や普及などの取り組みを働きかけること。また、平成18年度よりDPFなどの粒子状物質減少装置の装着に対する補助制度については、基準値をクリアーさせるためのメンテナンスを義務づけるなど、的確な検査体制を確立すること。
7. ヒートアイランド対策を進めるため、都市における緑地空間を確保し、市街化区域内の緑の確保（平地林、斜面林、学習林、市民の森など）や公園整備などを積極的に進め、相乗効果が発揮できるよう効果的・総合的な取り組みを行うこと。
8. クリーンエネルギーとして評価の高い「太陽光発電」を県公有施設に積極的に設置するとともに、民間や一般家庭に対して、設置の促進をはかること。また、企業の技術開発を奨励し、価格の低減化をすすめること。

(環境ホルモン対策)

1. 環境ホルモン対策を環境行政の重要な施策として位置づけ、総合的な環境ホルモン対策を推進するため、化学物質対策課を新設し、実効性のある施策を講じること。特に、次代を担う子どもたちの健康影響への対応策を総合的にすすめること。

(アスベスト対策)

1. 大気汚染防止法にかかわらず、アスベストの吹きつけがある場合は、すべてについて環境事務所に報告させ、適切な処理対策を指導すること。
2. アスベスト対策については、小規模な建築物の解体や、一般住宅の解体など、法律の規則が及ばない建造物については、県として指針を策定し、アスベスト使用状況の調査や、除去対策および解体時における安全対策、廃棄物としての安全対策など、県民の不安解消のための取り組みを更に強化すること。
3. 市町村水道の石綿管の敷設替を促進するため、早急に実態調査を行い、県としての対策を講じること。

(見沼田圃の保全)

1. 都市近郊に残された貴重な緑地空間としての見沼田圃を保全するため、乱開発や不法な埋め立てを防止するとともに、積極的に田圃や斜面林の公有地化を推進すること。また、福祉農園等の活用を促進し、緑地の維持保全に努めること。

(三富新田の保全)

- 1 . くぬぎ山地区を再生するため、「くぬぎ山自然再生計画検討委員会」の報告書を尊重し、特別緑地保全地区指定に向けた事業の進展をはかるとともに、都市近郊の貴重なグリーンベルト地帯である三富地域の緑を保全するため、「三富基金」の創設をはかること。

4 河川・水資源・都市環境関係

(河川改修・水資源)

- 1 . 県人口の減少期の関係及び節水器具や節水思想の普及により、ダム完成時の水需要がかなり減少するのは明らかであり、最近国土交通省は水利権の転用を容認しはじめているので、水資源の効果的な活用により無駄なダム建設を見直して、多額な県負担金の軽減をはかること。
- 2 . 治水対策のための河川改修や遊水地の整備、また、小規模な宅地造成に対しても、遊水地の適正な整備や、雨水浸透マス等の整備など基準の見直しを行い、災害に強い街づくりを進めること。
- 3 . 鴻沼川の改修工事については、氷川橋から下流560mについて河道拡幅等の工事を促進すると共に、神明橋から陣屋橋までの間の河道拡幅、浚渫等の治水対策を早急を実施すること。
- 4 . 古綾瀬川の浄化対策を積極的に推進すると共に、高濃度のダイオキシン汚染対策を推進すること。

(都市環境)

- 1 . 平成18年3月における、埼玉県内の公園面積は、4,363,76ヘクタール、県民一人当たり6.21平方メートルで、住民一人当たりの法基準10平方メートルや、全国平均8.90平方メートル(17年3月)を大幅に下回っている現状を厳しく認識して、市町村と提携し積極的に公園の整備をはかること。
- 2 . 都市の貴重な緑地帯を守るため、開発行為等で失われた緑地については、同じ面積の緑地の復元について施工関係者に対して強力に行政指導を行うこと。
- 3 . 住宅地における緑の確保と災害対策のため、生垣の整備と屋上緑化の促進を図ること。また、埼玉会館の屋上にみられるように県有施設の屋上緑化を促進すること。
- 4 . 地域の自立をめざして住民が主体となって地域・まちづくりを進めていくために、マンション建設問題に代表されるような地域住民と業者間のトラブルから健康や生活環境を守るために、住民の手による地区計画やまちづくり条例を制定するよう、各市町村に対し積極的に提起すること。

5 交通関係

(鉄道)

1. さいたま市と共に、JR大宮駅からさいたま新都心、埼玉スタジアム2002を結ぶ「東西交通大宮ルート(新交通)」の早期実現をはかること。
2. 高崎線・宇都宮線の東京駅までの早期延伸をはかり、県民の利便性を高めること。
3. さいたま新都心駅のホームに、障害者や高齢者の安全を確保するため防護柵を設置すること。
4. 地下鉄12号線のJR東所沢駅までの早期延伸にむけ、関係機関との相互調整を強化すること。
5. 多摩モノレールの西武球場前駅までの延伸について検討すること。
6. 地下鉄8号線のルート沿線開発計画の促進をはかること。
7. 埼玉高速鉄道(株)の地下鉄7号線の名称を、県民に親しまれ、愛される名称に変更すること。
8. 輸送力の増強、利便性の向上等をはかるため、既設鉄道のネットワーク化を推進すること。
9. 交通バリアフリー法に基づき、公共交通機関のバリアフリー化の実現を関係機関に積極的に働きかけ、促進すること。

(バス)

1. 県民の足の確保と交通不便地区のバス路線の充実をはかるため、小型バスの運行と新規事業者の参入実現を促進すること。また、事業者間による路線相互乗り入れを促進し、県民の利便性向上をはかること。
2. 県南部中心地の環境問題・交通渋滞緩和のため、パークアンドバスライドの試験的導入をはかること。

(道路)

1. 都市計画道路のうち幹線道路の整備に伴う騒音対策については、防音壁、低騒音舗装、二重窓の設置などの対策を講じること。
2. 都市計画道路の整備にあたっては、関係市町村と十分な連携を図り、住民にとって安全性や利便性の高い取り付け道路の整備、交差点の改良整備を促進すること。
3. 道路整備については、人間優先の視点に立って歩道の新設や既設の歩道拡幅をはかり、歩行者が安全に安心して通行できるようにすること。なお、歩道は人と自転車の通行帯を分離すること。

4. 交通渋滞を引き起こしている「開かずの踏切」解消対策を緊急に講じること。

6 中小企業・雇用・経済産業対策関係

(中小企業)

1. 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」により、中小企業者の受注機会の一層の拡大に努めること。
2. 中小企業に対する、融資制度は無担保、無保証を実施するなどの充実が図られているが、必要な時のタイムリーな融資について、手続きや対応の面で更に改善をはかること。
3. 産・学・官の連携を一層強化して、中小企業の技術革新や販路の開拓を促進すること。

(雇用)

1. 景気が上向き傾向にあるので、県・連合、経営者協会の連携を更に強化して、一体的に雇用増進対策を推進すること。
2. ニート、フリーター、団塊世代の雇用対策を積極的に推進すること。
3. 学校教育において、勤労観や職業観を育む教育を充実すると共に、進路指導主事等による就職開拓を積極的に推進して、高校生の雇用拡大をはかること。
4. 障害者の雇用促進を図るため、障害者個々に適合した職業能力の開発を進めると共に、企業に対して障害者雇用の理解や協力を求める対策を強化すること。
5. 障害者に特化した就労支援センターの設置を行うこと。
6. 職業安定法の改正を踏まえ、埼玉県も就労困難な条件を持つ障害者、高齢者などの自立支援や、ハーフボランティア等多様な就労支援施策を検討すること。
7. 仕事と子育ての両立支援策を充実させるため、事業者に育児休業制度の実施状況など到達度指標の報告を求め、実効性のある取り組みをすすめること。
8. 女性が出産か仕事かの選択を迫られている現状を打開するために、育児休業制度を充実し、職場へ現状復帰できる労働環境の整備に努めること。

(研究・開発体制)

1. 県内大学の人材、ノウハウ、知識の活用をはかるため、さいたま新産業拠点や本庄地域拠点都市の施設を積極的に活用し、産学共同による起業化を更に推進すること。

(さいたま新都心)

1. さいたま新都心のタワー誘致を断念した建設予定地の有効活用により活気のあるさいたま新都心を創出するため、県は活用の基本構想を策定し、PFI方式等により整備すること。

7 農業関係

1. 食料自給率を全国平均の40%に近づけるため、基幹農産物の安定的生産にとりくむと共に、生産性の向上や休耕地の活用等、耕地面積の拡張をはかること。
2. 都市近郊農業としての立地条件を生かし、農業で生活できる基盤を確立するため、年収1,000万農家の確立をはかり、魅力ある埼玉農業を推進すること。また、後継者育成の充実と相続税対策の充実を講ずること。
3. 農業後継者の育成と経営や生産技術指導の充実、並びに試験研究機関の機能と体制の強化をはかること。
4. 有機100倍運動をより充実するため、有機野菜をはじめとする県農産物のブランド化に向けた施策を積極的に推進すること。
5. 世界的に鳥インフルエンザウィルスのまんえんが懸念される状況下、早期発見、早期対策が求められるので、関係者に対して、日常的な行政指導を徹底すること。
6. 農村と都市住民の交流及び農業への理解を促進するため、グリーンツーリズムの施策をすすめること。
7. 「ゆとりとチャンス」あふれる埼玉県を創るため、都市と農業の交流を図る事業の充実をはかること。

8 教育関係

1. いじめ不登校など深刻な事態に直面している学校の現状を真摯に受け止め、改善策を検討するため、学校関係者だけでなく児童生徒、父母などを交えた話し合いの場を作り、学校運営への参加意識を図るなど効果的な対策を講ずること。また、教育局指導部と総務部学事課との情報交換及び県公立学校と私学との共同研修を行い、連携して効果的な対策の推進に努めること。

- 2 .従来の学校教育のシステムでは、近年増加している不登校や引きこもりの児童・生徒のケアや、その後の社会復帰につなげることが困難な現状があることから、フリースクールをはじめとする民間の支援組織に対する補助金の創設と情報提供機能の確立を図り、現状対応への様々なアプローチを行うこと。
- 3 .個々の児童生徒の習熟度に応じた適切な教育指導を可能にするために、地域の人材や教員OB・OGを、学習補助員として積極的に活用すること。
- 4 .生徒の非行や、教職員の不祥事件に対する学校の危機管理体制を確立すること。特に倫理観の欠如があらわれている教職員の不祥事が繰り返されることのないよう努めること。
- 5 .広い視野と豊かな経験をもった教員を養成するために、企業や研究機関への研修の枠を拡大すること。
- 6 .地域密着型の学校施設づくりを推進するため、保育園や幼稚園、高齢者施設、NPO活動拠点などとの複合施設化を促進すること。また、空き教室を活用して、放課後児童クラブの増設や高齢者に対するデイサービスの拡充に努めること。県立高校での導入にも着手すること。
- 7 .同和問題や女性、障害者、外国人、高齢者などに対する差別の解消と平等観にたった学習活動を活発化し、人権教育を積極的に推進すること。
- 8 .特別支援教育の実施、すなわち個に応じた教育・対応をおこなっていくためには、十分な人員の確保が不可欠であることから、国に対して教職員の配置基準の見直しを強くもとめるとともに、県としても正規、非正規、ボランティアを含め様々な形で的人员確保に努めること。
- 9 .国際化に対応できる人材の育成をめざし、教育現場において、多様な価値観を学ぶ機会を積極的に取り入れていくこと。また、教職員に対して「開発教育」の研修を行い、総合的な学習の時間などで導入すること。
- 10 .外国人児童生徒の学習や学校生活を支援するために、積極的に地域の人材の協力を求めていくこと。
- 11 .評価制度の導入にあたっては、教育委員会は、常に教育現場の実態把握に努めるとともに、現場の教職員の意見を真摯に受け止める基本姿勢を堅持すること。
- 12 .親の教育のプログラム実施にあたっては、地域との連携のもと生涯学習の観点からとりくむこと。
- 13 .公立夜間中学校を設置し、様々な理由から学ぶ機会がなかった県民に、中学校教育を受ける場を提供すること。また、特区扱いの方途も検討すること。

- 14 . ノーマライゼーションの理念にもとづいた教育実践に向けて、障害の有無によって就学を規定付ける就学支援委員会のあり方を見直し、原則統合教育に向けた体制整備を行っていくこと。
- 15 . 公立学校における部活動の教育的意義を多角評価し、文系、運動系共に活動のための予算の確保に努めること。
- 16 . 児童虐待の早期発見のために、学校教育現場での発見件数を高めることが必要と考える。そのために、各教員の力量はもちろんのこと、地域や専門機関との情報交換・連携を強化すること。
- 17 . 教育部局の各施設については、指定管理者制度の導入に向け積極的に検討すること。
- 18 . 地域総合型スポーツクラブの振興のための、クラブ設立や運営に対する支援体制を充実すること。
- 19 . スポーツ・健康増進のために、指定管理者制度の活用も含め一般県民が利用しやすい形態での運営ができるよう各施設での運営方法の見直しをはかること。
- 20 . 中学校の授業時間確保のため、埼玉県体育大会の実施を他県と同様に土、日を中心に開催すること。
- 21 . 青少年に対してコミュニケーション技術を取得するカリキュラムを義務教育に導入すること。
- 22 . 教育カリキュラムに「生きる力」を育むために積極的に野外活動の導入をはかること。
- 23 . 職場体験の充実や働くことの意味を考えさせるような教育を推進すること。

9 男女共同参画関係

- 1 . 各種審議会及び県の管理職における男女比がほぼ同様になるよう、人材の登用および環境整備にとりくむこと。
- 2 . 「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」に定められた施策の実施にあたっては、具体的目標を設定し、基本計画の達成度を評価するための外部評価制度の導入をはかること。
- 3 . 女性の経済的自立と能力開発を促進するためのキャリアプログラムを充実させること。特に母子家庭については、子育てと仕事の両立が困難なことから、収入向上に向けたサポート体制を充実すること。

- 4 . 女性が出産育児後、能力を発揮して働ける場所、キャリアを継続できる社会環境の整備に努めること。
- 5 . DV対策については、被害者の自立支援を促進するため、住居の確保や就職などの支援策を充実すること。また、DVの根絶をはかるため、被害者だけでなく加害者の相談・カウンセリング体制を充実させること。特に加害の抑制のために、学校教育において身体的また言葉の暴力について教える取組みを広げること。
- 6 . 男女共同参画社会の推進においては、男性と女性が役割分担意識にとらわれることなく、相互に補完しあう形こそ、女性だけでなく男性にとっても豊かな社会を築くものであるということについて、県民の理解を促進し、県として男女共同参画社会の推進に邁進していくこと。

10 NPO・市民活動

- 1 . 市民と行政の協働によって「新しい公共」の担い手を応援するための「(仮称)NPO活動促進条例」を制定すること。
- 2 . NPOや市民活動との協働の推進に向けて、職員のNPO・市民活動団体での研修の機会を設けるとともに、年単位の派遣研修先に企業と並んでNPOも対象とすること。またNPOと行政のよりよい協働を推進するために、庁内の情報交換体制を強化すること。
- 3 . NPO基金については、「新しい公共」の担い手としてのNPOの成長をバックアップするために、直接的間接的支援を継続して行うこと。またNPO基金の団体指定については、行政主導の資金あつめにならぬよう、充分配慮すること。
- 4 . 災害時の現場の多様なニーズに応えると同時に、NPO活動に対する寄付を促進するために、災害時に現場で救援・支援活動を行うNPOに対して行われる寄付について、税控除の対象となるよう特別な措置を行う法律の制定について、国に強く働きかけること。

11 住宅関係

- 1 . 県営住宅において、身体障害者と共に、知的障害者、精神障害者の優先的入居について配慮すること。
- 2 . 県営住宅の建設については、民間の賃貸住宅の借り上げを促進すると共に、住宅確保が困難な高齢者や子育て世代向けに、家賃補助などの優遇策を講じること。

1 2 消防・防災関係

- 1 . 県内消防本部の広域化をはかり、災害時における指令系統の一元化を確立すること。
- 2 . 耐震貯水槽、備蓄倉庫並びにライフラインの整備強化をはかること。
- 3 . 県施設の耐震診断を速やかに100%実現し、耐震基準を下回る建造物については、早急に補強工事を実施すること。
- 4 . 災害弱者対策を総合的に行うため、市町村との連携や調整を行い、災害弱者対策のプログラムを策定すること。
- 5 . 災害弱者の施策においては、平常時に緊急避難・救援時における要援護者を自治体が把握するとともに、地域においてもその情報を共有し共助がはかられる体制を整えるよう、既に取り組んでいる例を紹介するなどして市町村に働きかけること。
- 6 . 災害時には何よりもまず自助及び共助が基本であることから、町会や自治会に自主防災組織の結成を促し、また自主防災組織率の向上をはかるよう市町村に対して働きかけること。
- 7 . 市町村合併や消防行政の統合化に際しては、十分な情報と可能な限りの財政支援を行うこと。
- 8 . 災害時にボランティアが充分その役割を發揮できるよう、市町村、社会福祉協議会を充分な連携体制を整え、また体制整備の予算付けも行うこと。

1 3 警察関係

- 1 . 「防犯の街づくり条例」にもとづき、市町村、企業、各種団体と連携する全県を網羅した協力体制を確立し、犯罪件数の減少及び検挙率の向上等、県民の安心と安全を高めること。
- 2 . 全国平均並みに警察官の配置をはかるため、更なる定員増を国に強く求めること。
- 3 . 凶悪犯罪、悪質な少年犯罪、覚醒剤麻薬の汚染防止対策等を積極的に行うため、特に夜間のパトロールを強化し、全県一斉の大々的な対策キャンペーンを展開すること。
- 4 . 高齢者、障害者等の交通安全・交通事故防止の研修会等を積極的実施すること。
- 5 . 信号機の増設、高齢者、障害者のための音響信号機、歩行者威光信号機等の増設については、現場を調査し、必要度の高い順に積極的に整備すること。
- 6 . 障害者や外国人が警察サービスを受けられるよう、手話通訳や外国語に堪能な人材を確保すること。

- 7 .実情に対応した交番及び派出所の増設を含む配置の見直しをはかり、警察官を優先して配属し、不在状態を解消すること。
- 8 .頻発する児童・高齢者の虐待事件や家庭内暴力問題に対処し、警察官の的確な対応をはかるため、研修制度を充実するとともに関係機関との緊密な連携体制を一段と強化すること。
- 9 .警察官の不祥事件を根絶するため、研修等を定期的に行い、資質の向上をはかること。
- 10 .薬物乱用者が増加傾向にあるので、本格的な取締りを行い、当面、青少年の薬物使用を根絶する対策を、関係機関と連携して強力で推進すること。

14 その他

(子どもの権利条例)

- 1 .子どもの様々な人権侵害をなくすため、「埼玉県子どもの権利条例制」を作ること。
- 2 .「子どもスマイルネット」をさらに充実するため、体制の強化と予算措置を講じること。

(国際的人材育成)

- 1 .国際化に対応できる人材を育てるためには、小さい頃から柔軟な心と幅広い知識、コミュニケーション能力等を身に付けることが重要である。学校教育だけではその必要性に応えられないことから、国際理解教育や国際交流を行うNPOや市民活動団体との連携強化と共に、それらの団体の活動の資金支援を拡充すること。

(森林保全)

- 1 .森林の生態系の保全や保水力を確保するため、森林対策の予算を増額するとともに保全のための従事者を確保すること。また、後継者育成のための先進的な取り組み事例の研究や、シンポジウムを開催し、森林保全と後継者育成、県産木材の普及及び促進などの機運の醸成をはかること。
- 2 .林業を振興し、人に優しい施設づくりを進めるため、県産木材を活用した施設づくりを推進すること。また、県産木材の普及促進を図るため、県産木材の利点を生かした木造住宅の奨励策を講じること。

(グリーンベルトの保全)

- 1 .見沼田圃、三富新田、狭山丘陵を結ぶ貴重なグリーンベルトの保全策を、一体的な施策として積極的に推進すること。

(入札の指名及び随契の公平公正の確保)

1. 入札は当面、総合評価方式を主流として進めるが、一層の談合防止と県政進展をはかるため、社会的価値を宣言した基本条例を設定し、積極的に政策入札を導入すること。
2. 登録しても、入札の指名や随契の声が全然かからない業者がいる半面、入札の指名や随契が特定業者に集中する傾向があるので、工事の発注や物品調達にあっては、登録業者に対して参加の機会均等をはかること。

(職業訓練)

1. 木造建築などの質の高い技能者の育成をはかっている認定訓練校に対する運営費等の補助金を増額すること。

(難病対策)

1. 難病指定を上げると共に、難病患者(家族)の経済的負担を軽減するための支援策を積極的に講じること。

(中心市街地の活性化)

1. さびれている中心市街地の活性化をはかるため、公共機関、商業施設、病院、住宅等を集約するコンパクトシティづくりを推進すること。
2. 県は中心市街地活性化法による基本計画を、住民の意向をふまえて市町村が早急に策定するように商店会等の関係団体、関係者に対して積極的に対策をすすめること。
3. 大型商業施設の郊外立地規制を法基準より強化すること。

(社会福祉施設の管理監督)

1. 社会福祉施設「とちの実の郷」、「啓明学園」、「ひまわり」等にみられるように、人権侵害にかかわる不祥事件が多発しているため、日常的な管理、監督、行政指導の体制を確立すること。

(コミュニティビジネス)

1. 地域の再生と活性化、女性や高齢者の働く場の拡大、潜在的な地域資源の有効活用など、今後のまちづくりに大きな可能性をもつコミュニティビジネスについて、県として認識を深め、県民に対する積極的な情報提供と共に、融資制度を創設すること。